Hyogo Prefecture

資料１

県民生活審議会

（第１回 県民躍動部会）

令和８年９月１日（火）

目次

- 県民躍動部会について・・ 3
- 本日の審議事項について・・ 6
- 令和７年度　参画と協働関連施策の年次報告について・・・・・・・・・・・・・・ 7
- プロボノを含む多様な主体を活用した参画と協働の新展開について・・ 11
- 専門委員からの報告・質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

➢県民躍動部会について

県民躍動部会について

○ 所掌事務（根拠：附属機関設置条例）

県民躍動部会（旧：県民生活部会）	消費生活部会
（１）真に豊かで調和のとれた県民生活の実現に関する基本的事項に関すること （２）県民の生活創造に関する施策に関すること （３）県民の生涯学習に資するための施策に関すること （４）「県民の参画と協働の推進に関する条例」の規定に基づく事務 （５）「県民ボランタリー活動の促進等に関する条例」の規定に基づく事務	（１）消費者の利益の擁護及び増進に関する施策に関すること （２）「消費生活条例」の規定に基づく事務 ○ 事業者が消費者に提供する商品・役務の基準設定に関すること ○ 不当な取引行為の指定に関すること ○ 消費者苦情の調停に関すること ○ 消費者訴訟の援助に関する審査　等

○ 直近での主な審議内容

年度	テーマ	審議内容
H26.2～H28.2	ふるさとづくりの広がりをめざして	ふるさとづくりの一層の推進に向け、「ふるさと意識の醸成」と「ふるさとの活動の活性化」の継続的な推進が必要
H28.6～R2.9	参画と協働の更なる展開について	時代の変化・地域課題の多様化への対応のためには、地域力を強化し、「住民主体の地域づくり」の充実に向けた取組が必要
R2.12～R4.12	ポストコロナ社会の新たな生活スタイル	コロナ禍において団体が直面した課題やその解決に向けた工夫から見えてきた、今後の地域づくり活動の方向性や意識すべきポイントについて議論
R5.11～R7.11	「躍動する兵庫」に向けた地域づくり活動のあり方	「躍動する兵庫」を実現するため、社会情勢の変化を踏まえ、これからの地域づくり活動のあり方とその行政支援のあり方について議論

県民躍動部会委員

委員一覧(９名)	
赤澤　宏樹	兵庫県立大学　教授（自然・環境科学研究所）
岩田　かなみ	公募（（株)玉子公園　取締役）
柏木　登起	（一社）シミンズシーズ総合研究所　代表理事 （一財）明石コミュニティ創造協会　常務理事 兼 事務局長
河口　紅	（一社）さんぴぃす　代表理事
●杉岡　秀紀	福知山公立大学　准教授（地域経営学部）
●多田　功	デジタル庁　国民向けサービスグループ 政策推進スペシャリスト
田端　和彦	兵庫大学　教授（生涯福祉学部）
●東郷　琴子	パナソニック　ホールディングス(株) 企業市民活動担当室　ソーシャルアクション推進課長
内藤　兵衛	兵庫県議会議員

※五十音順、敬称略
※●は専門委員

本日の審議事項について

➢ 令和７年度　参画と協働関連施策の年次報告について

＜県民の参画と協働の推進に関する条例＞
（年次報告）
第11条　知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。
２　第６条第４項及び第５項の規定は、前項の年次報告について準用する。
※第６条第４項
知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第１条第１項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。
同条第５項
知事は、地域づくり活動支援指針を定めたときは、これを公表するものとする。

➢ プロボノを含む多様な主体を活用した参画と協働の新展開

➢ 専門委員からの報告・質疑応答

➢令和７年度　参画と協働関連施策の年次報告について

条例に基づく参画と協働の推進

○ 県民の参画と協働の推進に関する条例（以下、「参画・協働条例」）

・兵庫県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、県民の地域づくり活動や県行政への参画と協働を推進するため、参画と協働のあり方や基本理念等を明らかにした参画・協働条例を平成15年４月に施行

○ 「参画と協働」

県民一人ひとりが、自分たちの地域を住みやすくするために、

①ともに知る　②ともに考える　③ともに取り組む　④ともに確かめる　⑤ともに支える

という５つの要素を基本に、知恵やアイデアを出し合い、みんなで力を合わせて地域の課題解決に主体的に取り組んでいくこと

【参画と協働の５つの要素】

「ともに知る」	みんなで、地域の状況や課題などについて、知らせ合い、わかり合う
「ともに考える」	みんなで、知恵を出し合い、話し合い、ともに取り組む方向を考える
「ともに取り組む」	みんなで課題解決に向けて、お互いの持っている力を生かして、協力しながら、実行していく
「ともに確かめる」	これまでの取組について、できたこと、できなかったこと、その原因などを明らかにし、今後どうするかについて、みんなで考える
「ともに支える」	お互いの信頼関係に基づき、みんなで参画と協働の仕組みや体制をつくる

参画と協働の推進に向けて

○ 参画と協働の推進方策（現行方策はR8～R12年度運用）

・参画・協働条例第６条第２項及び第８条第２項に規定する「地域づくり活動支援指針」及び「県行政参画･協働推進計画」として、「参画と協働の推進方策」を策定し、参画と協働による県政を推進

【イメージ図】

地域づくり活動
（県民と県民のパートナーシップ）

住みやすい地域づくりのため、県民の皆さんが知恵や力を出しあって、地域のことをみんなで考え、力を合わせて、取り組むこと
※「地域づくり活動」：
地域社会の共同利益の実現のための活動

県行政への参画と協働
（県民と県行政のパートナーシップ）

県民と県行政が、地域の課題や情報を共有し、共に考え、共に取り組むこと

参画と協働の推進方策

6条　地域づくり活動支援指針

県民の参画と協働による地域づくり活動の拡がりに向け、県の支援施策の展開方向等を示したもの

① 情報提供･相談体制整備　② 知識･技能の習得機会提供
③ 活動･交流拠点確保　④ 人材確保　⑤ 資金調達支援
⑥ 連携支援　⑦ 仕組みづくり支援

8条　県行政参画・協働推進計画

県民の視点に立った参画と協働による県行政を推進するため、県の施策の展開方向等を示したもの

❶ 情報公開の推進　❷ 政策形成への参画機会確保
❸ 協働事業の機会確保　❹ 評価･検証への参画機会確保

○ 「対話と現場主義」に基づく県政の推進

・県民とともに「躍動する兵庫」を作り出すため、参画と協働の理念を活かし、県民との対話、現場主義による兵庫づくりを進めている。

・地域の課題や将来像について県民と直接意見を交わし、県施策への反映や参加者間の交流を通じた地域の活性化を目指す「躍動カフェ」や、地域課題の解決に取り組む人たちがつながり、新たな活動を生み出す「地域創生コラボレーションプロジェクト」等を実施

参画と協働関連施策の年次報告

○ 参画と協働関連施策の年次報告

・前年度に展開した参画と協働に係る施策の実施状況を、県民に伝えるとともに、これからの取組について考えるきっかけとなるよう、年次報告を作成（条例第11条）

【R7年度の主な事業】 ※年次報告は前方策（R3～R7年度運用）に基づき作成

地域づくり活動支援指針

①情報提供・相談体制整備
- ふるさと兵庫“すごいすと”情報発信事業
- 大阪･関西万博に向けた「ひょうごフィールドパビリオン」の磨き上げ

②知識・技能の習得機会提供
- 地域で親しむ舞台芸術応援事業
- 自然学校の推進
- 明治期の神戸三大土木事業・歴史遺産の魅力発信事業

③活動・交流拠点確保
- 商店街ファンづくり応援事業
- 生活創造センター・文化会館等の運営

④人材確保
- SDGs HYOGO青年チャレンジ事業
- 再犯防止・更生支援に向けた出所者等の孤立防止・居場所づくり事業

⑤資金調達支援
- 寄附獲得に向けたファンドレイジングの展開

⑥連携支援
- 地域創生コラボレーションプロジェクト

⑦仕組みづくり支援
- 持続可能な多自然地域づくりプロジェクトの強化事業

県行政参画・協働推進計画

①情報公開の推進
- 情報公開制度の運用

②政策形成への参画機会確保
- 躍動する兵庫づくり推進事業
- 対話と学びの場づくり
- 県民意見提出手続（パブリック・コメント）制度

③協働事業の機会確保
- 推進員等の設置
- ひょうご公民連携プラットフォーム

④評価・検証への参画機会確保
- 県民モニター
- ひょうご事業改善レビュー

➢プロボノを含む多様な主体を活用した参画と協働の新展開

審議テーマとスケジュール①

○ これまでは参画と協働全般に係る抽象度の高いテーマを取り上げてきたが、今後は**「参画と協働の推進方策の改定時(5年毎)以外は個別具体的なテーマを設定**し、議論を深く掘り下げて施策にフィードバック。
○ 第15期は１年ごとにテーマを設定。
○ 昨年度に改定した「参画と協働の推進方策」（令和８～12年度）に「協働によるエンパワーメント」を追加したことを踏まえ、１年目は以下のとおりテーマ設定をする。

１年目テーマ	プロボノ※を含む多様な主体を活用した参画と協働の新展開

※　職業上のスキルや経験、得意分野（営業、企画、マーケティング等）を活かして社会貢献するボランティア

１　趣旨・目的

○ NPO等の地域活動団体は、社会課題が複雑化・多様化する中で重要な役割を果たしている。
○ 一方で、担い手の高齢化や人材不足などを理由に、活動が停滞する団体が増えている。
○ 地域活動団体が抱える課題を解決し、団体本来の活動を充実することで、活力ある地域づくりをしていくためには、プロボノとして社会貢献をしたい個人や企業、地域活動団体とプロボノをつなぐ中間支援団体の存在が重要となってくることから、これらの主体との協働に必要な取組や県に求められる役割等について審議。

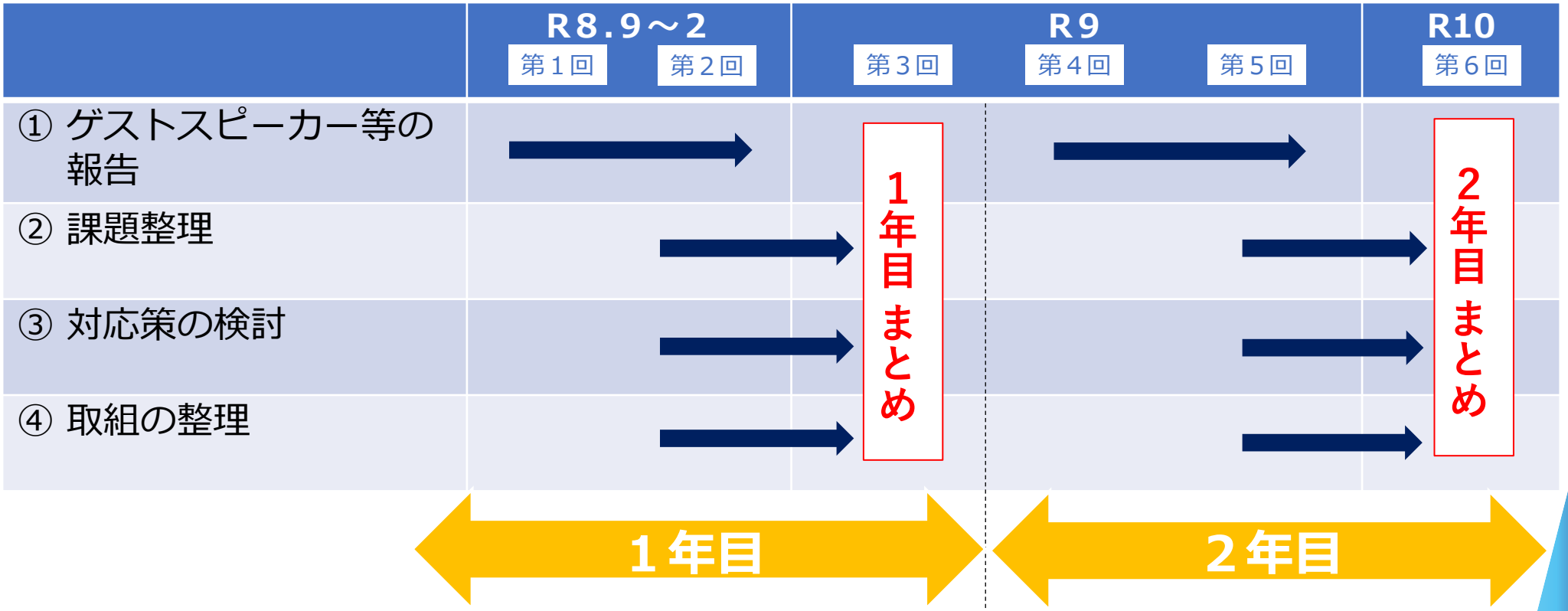
２　審議内容

○ 下記の事項を審議し、地域活動団体の課題解決により、活力ある地域づくりの実現に向けて、県として取り組むべき施策等について提言。
(1) 企業によるプロボノ活動取組実例、中間支援団体の活動についての共有
(2) 多様な主体を活用した参画と協働の新展開に向けて必要な取組を整理
(3) 新規事業「シビック・リンク・プロジェクト」の進捗報告、次年度以降に向けたアドバイス

審議テーマとスケジュール②

3　スケジュール

※任期：～R10.8月



県民躍動部会テーマ

１年目：プロボノを含む多様な主体を活用した参画と協働の新展開

２年目：デジタル技術を活用した住民参画（予定）

兵庫県の取組「シビック・リンク・プロジェクト」

➢ 地域活動団体（NPO等）を応援したい個人・企業等が資金調達・課題解決面での支援を選択できるよう、①プロボノ※活用による課題解決支援、②ふるさと納税を活用した資金調達支援　を実施

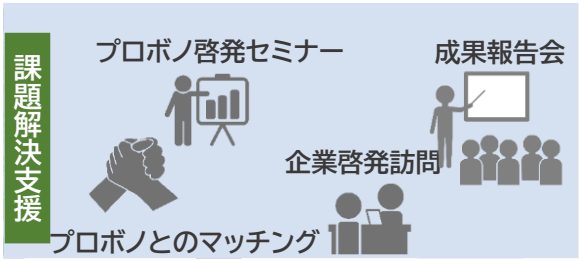
※　職業上持っている専門知識（会計、マーケティング等）やスキルを無償提供して社会貢献するボランティア活動

①プロボノ活用促進による課題解決支援

プロボノを活用した地域課題解決を推進するため、個人・企業等にプロボノ啓発を実施するとともに、県内の中間支援組織（NPO等の支援組織）とも連携しながらプロボノと地域活動団体をマッチング

〇個人へのプロボノ啓発セミナー、企業へのプロボノ啓発訪問

プロボノに関心がある個人に啓発セミナーを、企業には訪問活動を通じてプロボノ導入のメリット（社員のスキルアップ・企業の社会貢献等）を伝達



〇プロボノと地域団体とのマッチング

〇県内中間支援組織に対するコーディネーター養成研修

プロボノとのマッチングやプロジェクトの進行管理ができる県内中間支援組織を養成

〇成果報告会

②ふるさと納税を活用した資金調達支援

ふるさと納税を活用し、NPO等による地域課題解決のための取組に共感した人から寄附を募集し、助成金として交付（R8年度に寄附を募集し、R9年度から実際に支援を実施)

➢専門委員の報告・質疑応答

「パナソニックグループの企業市民活動について
～プロボノの取り組みを中心として～」

専門委員　プロフィール

パナソニック ホールディングス株式会社
企業市民活動担当室　ソーシャルアクション推進課
課長　東郷　琴子　様



従業員が仕事で培ったスキルや経験を活かし、
チームを組んで、NPO/NGOの事業展開力強化を支援し、
社会課題の解決を促進する「Panasonic NPO/NGOサポート
プロボノ プログラム」に、2011年4月から取り組む。
これまで、兵庫県で活動する５団体にパナソニックチームで
営業資料作成、マーケティング基礎調査、寄附管理システム
導入、ウェブサイトの再構築等の支援をしている。

1999年よりパナソニックグループの企業市民活動（社会貢献活動）推進業務に従事。
「社会福祉」「環境」分野の担当を経て、2005年よりNPO/NGO支援を担当し、組織基盤強化の取り組みに助成する「Panasonic NPO/NGOサポートファンド for SDGs」に長年にわたり携わる。
2011年には、ビジネススキルを活かした「プロボノプログラム」を立ち上げ、従業員の社会参画促進に取り組む。現在は「貧困解消」「環境」「人材育成支援」を重点テーマに、ステークホルダーと協働して活動を推進している。